

令和2年12月1日

No.153

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

練馬西税務署 署長講演・税務講習会

十一月十三日(金)「税を考える週間」の一環として練馬西税務署大久保署長講演を勤労福祉会館にて二十六名のご出席を頂き開催致しました。

初めに主催者を代表して梶野会長よりご挨拶を頂き、第一部署長講演に入りました。

大久保署長は、北海道のご出身で、税務署・国税局にて、主に間接税・酒税事務に携わられたご経験から演題「日本の間接税について」酒税(お酒の話)をメインにお話します」と題してご講演を頂きました。

練馬西税務署にご着任後、特産品のキャベツ畑や山開きの行われていた中里の富士塚等管内を回られたご感想に続き、明治六年、地租として地価の3%を貨幣で納めることが近代税制の始まりになり明治二十九年頃は、直接税(地租税・所得税・相続税等)間接税(酒税・煙草税・駕籠税等)昭和十五年源泉徴収制度・昭和二十四年青色申告制度・昭和六十三年消費税制定等「税の歴史の変遷」を学ばせて頂きました。続いて紀元後三百年代日本酒(魏志倭人伝に日本人は酒を嗜むとの記述)ができたこととされ、室町時代

大久保署長



田邊上席



署長講演の風景



に足利義満により酒屋に壺税二百文課税した事が酒税の始まりになるそうです。温度により違う味を楽しめるので、好みの飲み方を探しながら「和らぎ水」で深酔いを防ぐ大切さ、冷の場合は(雪冷え・花冷え・涼冷え)など温度により呼び方が変わること。意外にもチーズやアイスクリームに合い、美肌効果もあるなど身近な話を含めてのお話をお聞きすることができ、署長講演は終了致しました。

第二部は、個人課税第一部門田邊上席調査官に「青色申告特別控除」「基礎控除」「給与所得・公的年金等控除」「寡婦・寡夫控除」の変更、「ひとり親控除」の創設等、今年の税制改正の中から皆様に身近な内容についてお話し頂きました。

公務が多忙のなかご講演ご協力を頂きました大久保署長はじめ幹部の皆様は紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、コロナ禍のなかご参加下さいました皆様に深く感謝申し上げます。



高田

東京都主税局長受賞式

十月三十日(金)練馬都税事務所に於いて、令和二年度東京都主税局長受賞式が執り行われ、当会梶野会長が東京都主税局長表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。



練馬西税務署 納税表彰式

十一月二十日(金)令和二年度納税表彰式が練馬西税務署で執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者二名、感謝状受彰者四名、計六名の方が受彰されました。

練馬西税務署長表彰状

副会長 加藤 久美子 殿
支部長 伊藤 浩正 殿

練馬西税務署長感謝状

支部長 船越 実 殿
副支部長 浅野 機芳 殿
副支部長 尾崎 行雄 殿
副支部長 山内 陸子 殿



受彰者の皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を期待しております。



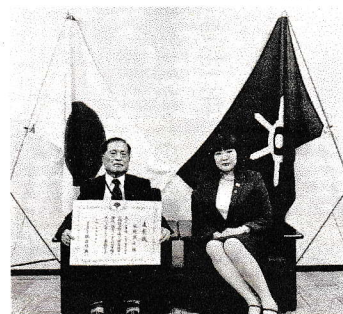
伊藤支部長

前列左から船越支部長、加藤副会長、大久保署長、伊藤支部長奥様、浅野副支部長、後列左から梶野会長、尾崎副支部長、山内副支部長、吉澤副署長、加藤第一統括官



令和二年度 税務功労者練馬都税事務所長感謝状贈呈

令和二年度練馬都税事務所長感謝状が西大泉B支部藤澤スミエ支部長に贈呈されました。誠にありがとうございます。



梶野会長と練馬都税事務所小河原所長

確定申告等の注意点

★「確定申告のお知らせ」の送付

今年度も申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに「確定申告のお知らせ」が令和三年一月中頃に送付されますので、決算時には必ずご持参して頂くようお願い致します。

★マイナンバーの記入

確定申告書には申告者本人、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、一六歳未満の扶養親族、事業専従者となる方のマイナンバーを平成二八年分以降から記入することとなりました。

なお、確定申告書を提出する事業主は次の書類をご持参くださるようお願い致します。

- ・マイナンバーの通知カード又はマイナンバーカード（コピー）
- ・免許証、パスポート、健康保険証などの身分証明書（コピー）

★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が増加となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類をご

持参ください。

書類が手元がない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べるようお願い致します。

★公的年金等

日本年金機構等からの公的年金等の源泉徴収票は毎年一月の中頃に送付されますので、その源泉徴収票をご持参ください。

★社会保険料控除等

次の控除を受ける場合にはこれらの支払いをした旨を証する控除証明書を、ご持参ください。

- ・国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）の控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・生命保険料控除（新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料）
- ・地震保険料控除

なお、国民健康保険料は従来通り令和二年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをし

た旨の書類を添付する必要はありません。

★医療費控除の適用を受ける方

令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできたのですが、令和二年分の確定申告からは領収書の添付又は提示でなく、医療費控除の明細書（内訳書）を作成して提出しなければならなくなりました。なお、医療費控除の明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から五年間、税務署から領収書（医療費通知に係わるものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

★消費税課税事業者の有無等

平成三十年分の課税売上高が一千万円を超えている方は、令和二年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので令和元年分、平成三十年分、二九年分の決算書・所得税の確定申告書・消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・商品や製品の販売代金
- ・請負工事代金、サービス料等

- ・貸店舗や貸事務所の賃貸料
- ・業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

★収入及び経費を集計する場合の注意点

令和元年十月一日から消費税及び地方消費税の税率が八%から十%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が実施されました。よって課税事業者は次の点に注意してください。

〔一般課税を選択している方〕

課税売上上の金額及び各経費の金額を、標準税率十%、軽減税率八%に区分して集計して頂くようお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕

課税売上上の金額（二種類以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上上の内訳をその業種ごとに区分した金額）を、標準税率十%、軽減税率八%に区分して集計して頂くようお願い致します。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

令和元年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方は次の点にご注意ください。

- ・納付した消費税額で令和元年に未払金処理をしていない場合に

は、令和二年分の経費（租税公課）となります。

・還付を受けた消費税額で令和元年に未収金処理をしていない場合には令和二年分の収益（雑収入）となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますので、ご注意ください。

★会計ソフトの使用者に 対するお願い

ブルーリターンA以外の会計ソフトを使用されている方は、会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のことをいいます。）のページから四ページまでをプリントアウトしたものを、ご持参ください。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

★事務局からのお知らせ

令和二年十二月二十九日（火）から令和三年一月四日（月）まで、年末年始の休業とさせていただきます。

— 都税についてのお知らせ —

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月の間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

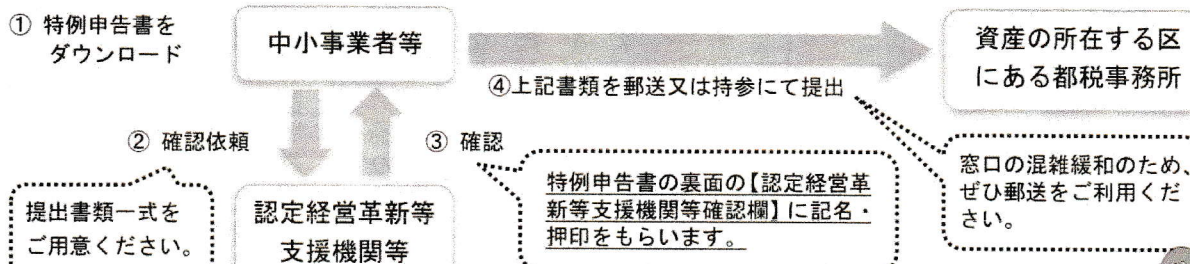
■提出書類

- (1) 特例申告書
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
- (4) （個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申請ください。



⚠ 申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができませんので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。

お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

03-3525-4106（平日9時から17時）

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月1日（月）

▶主税局ホームページ

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_koter_small.html

主税局 コロナ 検索

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、
事業用家屋・構築物が新たに対象となります。また、生産性向上特別措置法の改正を前提として、
適用期限を2年延長する見込みです。詳しくは主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ 検索

税を考える週間の一環として

第二回 練馬西税務署職員による相続税講習会開催

実務経験を活かしたトークに感動！

十一月十一日(木)税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。講師には、昨年同様練馬西税務署資産課税第一部門上席国税調査官柴田直子様をお願いしました。

今年は新型コロナウイルス感染予防策をとりながらの開催となり、九名の参加者をいただきました。

始めに、司会者から「今日が税を考える週間の初日ですので、今日は真剣に相続税を考えましょう。」という話から始まり、柴田上席による講習会がスタートしました。

冒頭には、財産の内容により相続対策等の違いがあること、親の財産を子供からは、なかなか聞けない等の話をいただき、自然と柴田上席の話法に惹きつけられていきました。

今年の講習内容は、国税庁か

ら発行されている「暮らしの税情報」の冊子を元に財産を相続したときに相続税はどのような場合にかかるのか？を、冊子の例題を元に説明をいただきました。路線価の見方、遺産総額から葬式費用として控除できるものの具体的なお話、相続税の計算のしくみ、相続時精算課税のお話、直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率のお話、民法改正に伴う配偶者居住権の落とし穴のお話等幅広い講義をいただき、受講者の皆さんは真剣な眼差しで受講されておられました。

最後に、「遺族が最も望んでいることは、相続の各種手続きは、疲れているから何はともあれ早く終えたい。であり、相続財産を多くもらいたいのである、税金を安くしたいのである。相続対策が優先事項であ

り、相続税対策はその後に考える。」という紹介があり、とても領けるお話で締めくくっていただきました。

このコロナ禍のなかご出席くださいました皆さま、公務ご多忙のなか講師を快くお引き受けいただきました柴田上席に紙面をお借りして感謝申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。
高橋

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21% (2020年11月2日現在)

※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)

※他に練馬区の利子補給 40% (3年間)

※利用できる方：従業員 20名以下

(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

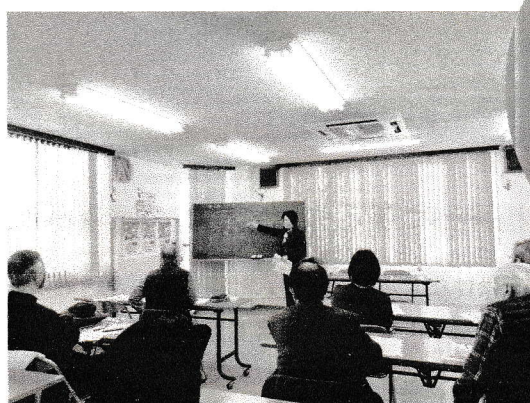
<窓口専門相談>

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第1金曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F
区民・産業プラザ内
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589



講習会風景



資産課税柴田上席

